

社会保険事業状況（平成 18年 12月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成 18年 12月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,955万6千人、法第3条第2項被保険者1万4千人、船員保険6万4千人である。前年同月と比べてみると政管健保は32万5千人（対前年同月比1.7%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.4%減）、船員保険は1千人（同1.8%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図 I - 1、図 I - 2、図 I - 3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成 18年 12月末現在の政管健保適用の事業所数は154万2千（対前年同月比2.0%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.8%減）、平成18年11月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同8.2%減）となっている。

図 I - 1 政管一般被保険者数の推移

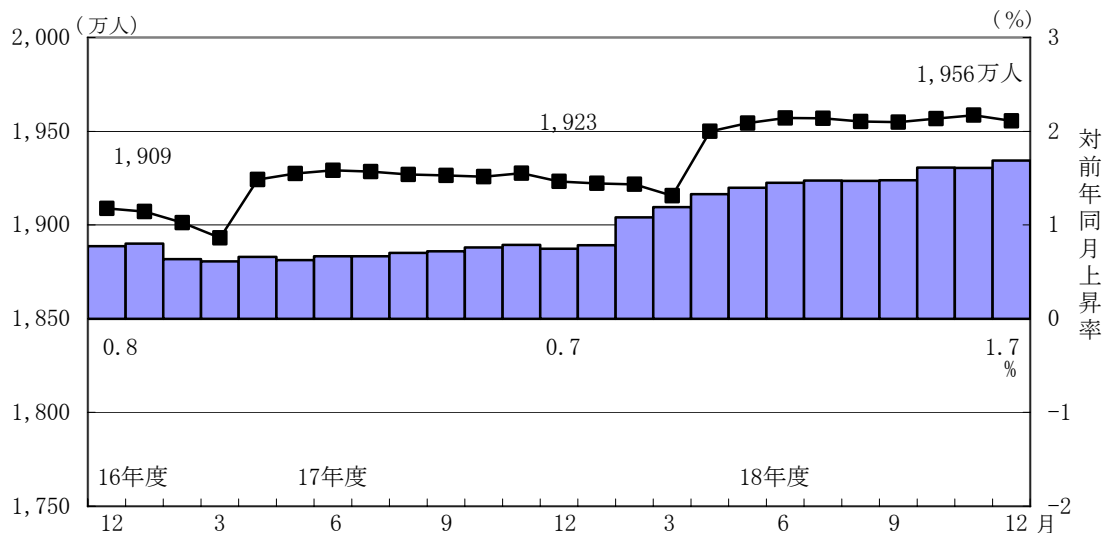


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

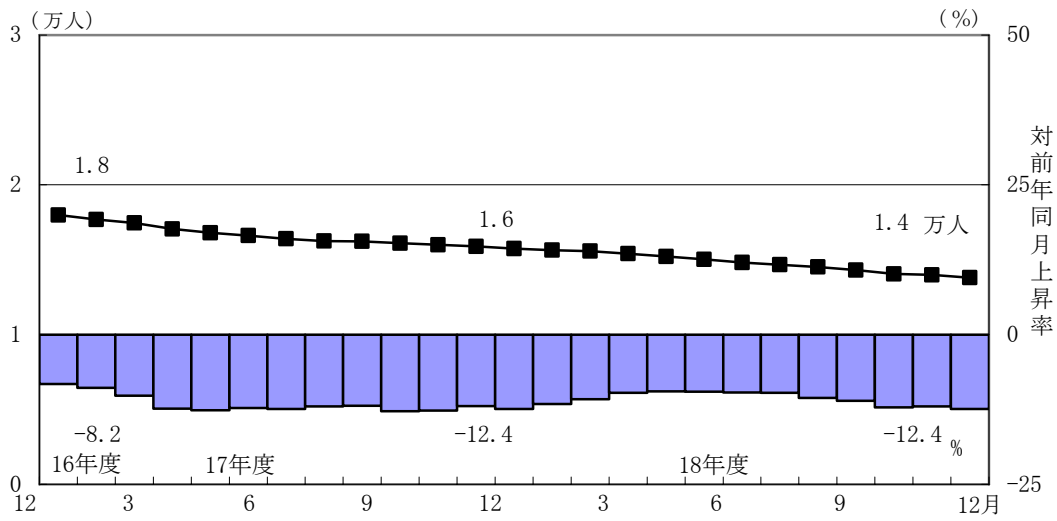
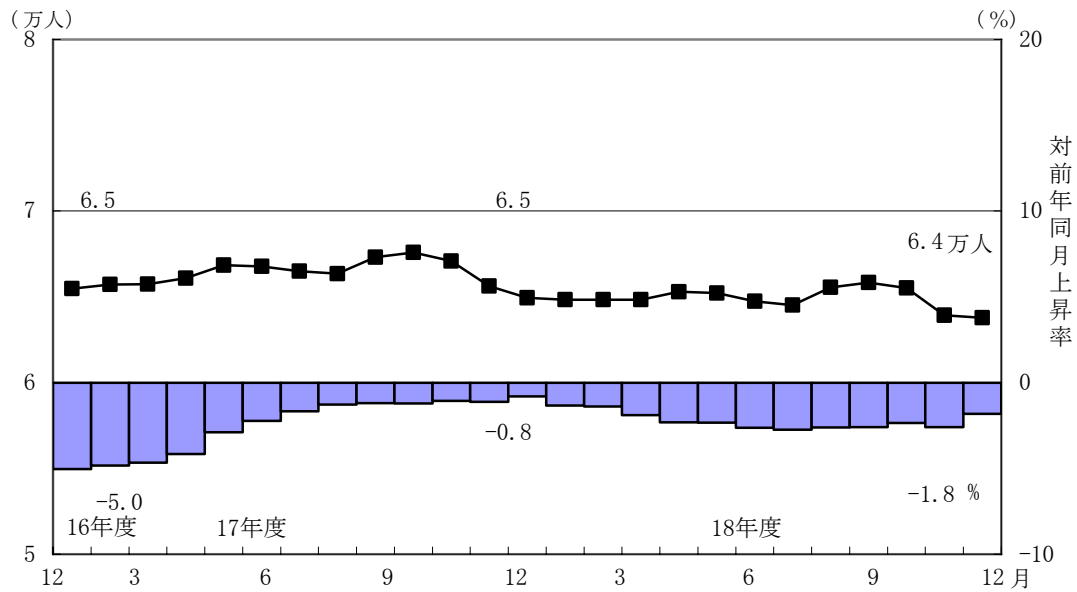


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成 18年 12月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万4,013円（対前年同月比0.1%減）であり、船員保険38万1,040円（同0.4%減）である。また、法第3条第2項被保険者の平成18年11月末の賃金日額の平均は1万3,423円（同4.4%増）である。

平成 18年 12月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保52万か所、法第3条第2項被保険者59か所、船員保険の船舶所有者数2千か所となっている。被保険者数は、政管健保986万人、法第3条第2項被保険者2千人、船員保険2万8千人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保36万7千円、法第3条第2項被保険者8万4千円、船員保険54万円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成 18年 12月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,281万5千人（対前年同月比0.3%増）、法第3条第2項被保険者1万2千人（同13.5%減）、船員保険7万2千人（同3.7%減）である。

平成 18年 12月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万4,789円（対前年同月比0.4%減）、船員保険40万7,355円（同0.4%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成18年11月末の賃金日額の前平均は1万3,372円（同5.5%増）である。

(2) 給付状況

平成 18年 12月の保険給付費は、政管健保3,492億3千万円（対前年同月比3.0%増）、法第3条第2項被保険者分2億3千万円（同9.6%減）、船員保険20億5千万円（同4.8%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同1.1%増）、法第3条第2項被保険者1万7千円（同3.2%増）、船員保険3万2千円（同3.1%減）である。

(3) 診療費の状況

平成 18年 12月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,407億4千万円（対前年同月比1.4%増）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同10.5%減）、船員保険17億2千万円（同7.2%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,622	40,572	34,074	3.5	1.8	1.4
法第3条第2項	12	27	22	△ 5.2	△ 7.8	△ 10.5
組合健保	18,127	32,411	25,724	3.5	1.8	1.6
船員保険	92	188	172	△ 0.8	△ 4.4	△ 7.2
共済組合	5,858	10,462	8,436	1.4	△ 0.2	△ 0.3
小 計	45,710	83,659	68,427	3.2	1.5	1.3
国 保	31,595	70,436	68,933	5.3	3.4	3.8
老人保健	21,051	63,877	76,604	△ 2.8	△ 3.9	△ 2.9
合 計	98,356	217,973	213,964	2.5	0.5	0.5

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成 18年 12月末現在の被保険者数1,955万6千人のうち、男子の被保険者数は1,220万4千人（対前年同月比1.4%増）、女子は735万2千人（同2.1%増）である。また、任意適用被保険者数は21万1千人（同58.1%減）で全体の1.1%である。

平成 18年 12月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,238円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万7,242円（同0.2%増）で、女子は男子の67.0%となっている。

平成 18年 12月末現在の被扶養者数は1,637万8千人で、扶養率は0.837となっている。

(2) 給付状況

平成 18年 12月の保険給付費は、3,492億3千万円（対前年同月比3%増）となっており、うち、医療給付費は3,208億6千万円（同2.1%増）で保険給付費の91.9%を占めている。また、傷病手当金は116億8千万円で保険給付費の3.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 18年 12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,207円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,909円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,997円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が576.14、被扶養者が661.95、高齢受給者が1,448.98であり、1件当たり日数は、被保険者が1.82日、被扶養者が1.90日、高齢受給者が2.30日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,759円、被扶養者が7,873円、高齢受給者が9,899円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)

(%)

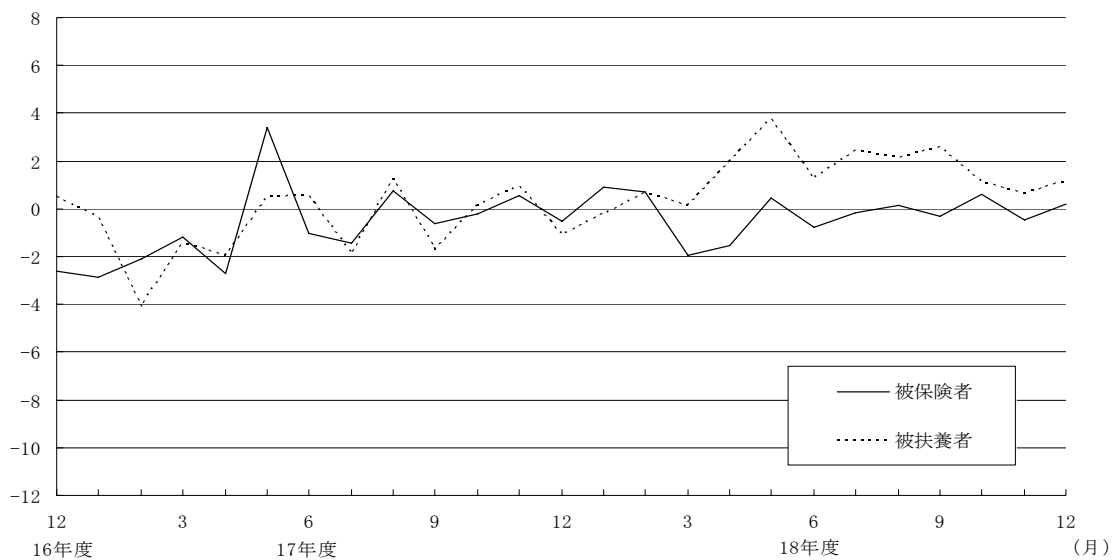
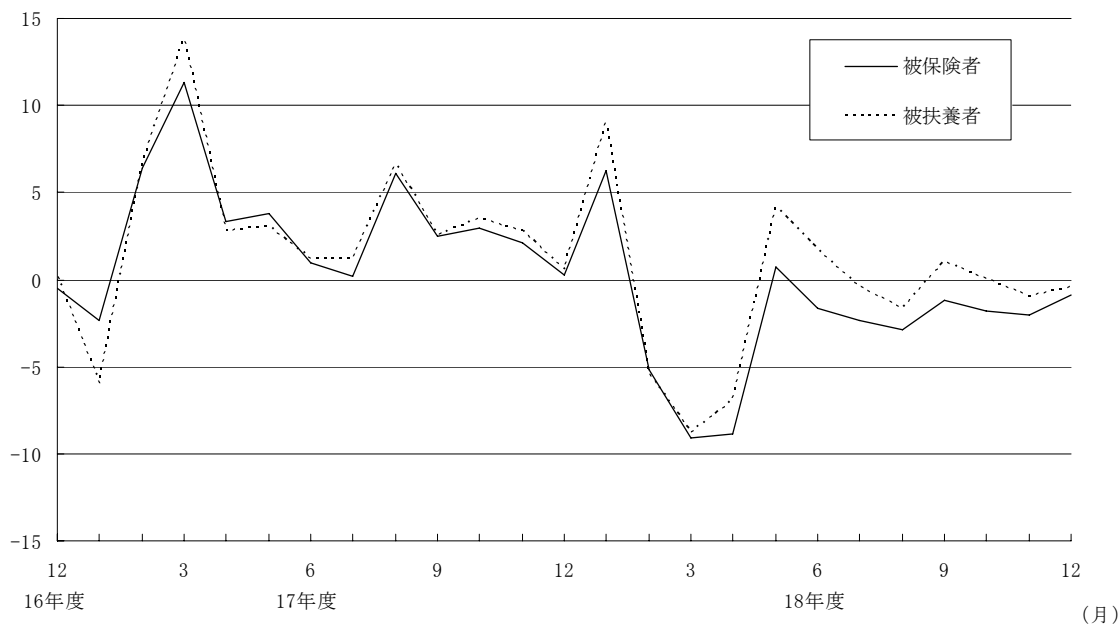


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成 18年 12月末現在の被保険者数1万4千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比10.8%減）、女子は3千人（同17.3%減）である。

平成 18年 12月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.688となっている。

(2) 給付状況

平成 18年 12月の保険給付費は、2億3千万円（対前年同月比9.6%減）となっており、うち、医療給付費は2億1千万円（同8.8%減）で保険給付費の91.6%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の7.0%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 18年 12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,852円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,206円、高齢受給者の1人当たり診療費は21,639円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が532.78、被扶養者が469.83、高齢受給者が931.54であり、1件当たり日数は、被保険者2.33日、被扶養者が2.11日、高齢受給者が2.66日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,923円、被扶養者が8,270円、高齢受給者が8,743円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成 18年 12月末現在の被保険者数6万4千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.1%減）、漁船（い）が1千人（同3.6%減）、漁船（ろ）が1万8千人（同5.1%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同3.5%減）である。

平成 18年 12月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,078円（対前年同月比0.3%減）、漁船（い）が37万7,575円（同0.4%増）、漁船（ろ）が33万1,919円（同2.1%減）である。平成 18年 12月末現在の被扶養者数は9万9千人で、扶養率は1.545である。

(2) 給付状況

平成 18年 12月の保険給付費は、20億5千万円（対前年同月比4.8%減）となっており、うち、医療給付費は16億8千万円（同6.7%減）で、保険給付費の81.8%を占めている。また、傷病手当金は2億9千万円で、保険給付費の14.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 18年 12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,531円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,312円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,748円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が515.75、被扶養者が637.99、高齢受給者が1,387.50であり、1件当たり日数は、被保険者が2.16日、被扶養者が1.96日、高齢受給者が2.50日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,352円、被扶養者が8,228円、高齢受給者が10,007円である。